「委任状」ご記入例

ご注意事項

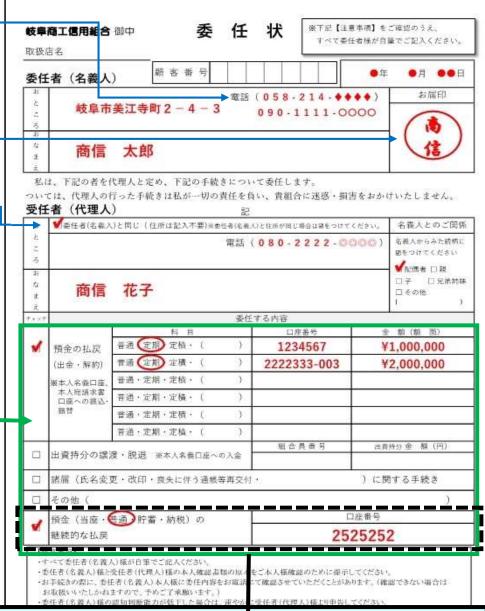
- ① 委任者(名義人)様と受任者(代理人)様の本人確認書類(原本)をお持ちください。
- ② 必ず委任者(名義人)様が自筆でご記入ください。
- ③ 委任するお取引において、現金の払出し、委任者様ご本人名義口座またはご本人宛請求書口座以外への振込・振替、諸届に関する手続きについては委任者(名義人)様にお電話等にて委任内容を確認させていただきます。(確認できない場合はお取り扱いいたしかねますので、予めご了承願います。)
- ④要払性預金の継続的な払戻をご希望の場合は【「預金の継続的な払戻」を委任する場合のご注意項】 をご参照ください。

お届けいただいているお電話番号 以外に、ご連絡の取りやすいお電 話番号があればご記入ください。

名義人ご本人様のお届印をご捺印 ください。

委任者様と住所が同じ場合は「□ 委任者と同じ」に図をご記入くだ さい。ご住所が異なる場合はご記 入ください。

- ・委任する内容に**図**をご記入の うえ、内容をご記入ください。
- ・総合口座または通帳式の定期 預金の払戻を委任する場合は、 口座番号の他に3桁の預入番 号もご記入ください。
- ・普通預金等からの払戻を継続 的に委任する場合は、該当の 種類を○で囲み口座番号をご 記入ください。併せて下記の 「ご注意事項」もご確認くだ さい。



【「預金の継続的な払戻」を委任する場合のご注意事項】

- ①「預金の継続的な払戻」の委任にあたっては、委任者(名義人)ご本人様がご来店のうえ委任状を ご提出ください。受任者(代理人)様がご来店の場合は、委任者(名義人)様にお電話等にて委任 の確認をさせていただきます。
- ②対象のお取引は「当座預金・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金」からの払戻に限るものとします。
- ③ 委任を終了する場合は「委任終了届」をご提出ください。
- ④ 委任者(名義人)様の認知判断能力が低下した場合は、速やかに受任者(代理人)様より申告してください。

【事112】 (2024年10月1日改正)